

平成 2 8 年度 事業計画 (案)

1 非常通信訓練等の実施

非常通報の取扱いの習熟及び通報の迅速かつ正確な伝達など、非常災害時における通信の円滑な実施の確保を図るため、大規模災害等を想定した、より実践的な非常通信訓練を実施します。

なお、平成 2 8 年度はタクシー無線を活用した非常通信訓練を計画します。

- (1) 全国非常通信訓練 (主催：中央非常通信協議会)
- (2) 北海道地方非常通信訓練 (主催：地方非常通信協議会)
- (3) その他 (地方自治体及び各団体等が主催する防災訓練への協力)

2 非常通信体制の総点検の実施

非常災害時における通信・放送の確保を図るため、構成員の保有する無線局及び有線設備の運用管理体制等について、総点検を実施します。

3 継続的な非常通信協議会の活動強化

平成 24 年度から、非常通信協議会活動の見直しとして以下の事項を進めており、平成 28 年度において次の事項を取り組みます。

- (1) 非常通信ルートの見直し
 - ①非常通信ルートをより実効的なものとするため、非常通信ルートの見直し作業を、経常的に実施いたします。
 - ②非常通信ルートに、「海上通信」の関係無線局によるルートの可能性について、検討を進めます。
- (2) 非常通信対応マニュアルの作成
 - ①非常通信マニュアルが未作成の市町村については、引き続き作成を進めます。
 - ②非常通信マニュアルを整備している市町村について、最新の状況となるよう経常的に見直しを実施します。

4 非常通信に関する周知・啓発活動

- (1) 災害時の情報伝達等に関するセミナー等の開催
防災意識の向上と災害対策に役立てることを目的に、災害時の情報伝達等に関するセミナー等を開催します。
- (2) 電子メール及び専用ホームページ等による情報提供
協議会の各種活動や非常通信に係る情報等について、電子メール及び専用ホームページを活用し、構成員等へ周知・情報提供を行います。
- (3) その他
当協議会の活動に関連する行事等について、共催、後援等の依頼があった場合は、検討の上、協力等を行います。

5 北海道地方非常通信協議会への加入促進

非常通信に関係の深い機関又は団体に対して、加入促進を図ります。

6 会議の開催

総会を事業年度中に1回、幹事会を事業年度中に1回以上、開催するとともに、要請会議を必要に応じて開催します。

なお、幹事会については、必要に応じ、電子メールによる会議を開催します。

7 功績者の表彰

北海道地方非常通信協議会会則第15条に基づき、非常通信の実施等において特に功績があった個人又は団体に対し、表彰を行います。

8 非常通信必携（北海道地方版）の更新

非常通信の円滑な実施に資するために、地方通信ルートや関係規程類などを取りまとめた非常通信必携について、内容を更新します。

9 その他

中央非常通信協議会からの依頼に基づき、構成員に対する周知、調査などを行います。

以 上